

## 国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱

### (総則)

第1条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条に規定する一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱についてはこの要綱の定めるところによる。

### (申請)

第2条 一部負担金の徴収猶予及び減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、次に掲げる申請書等を提出しなければならない。

- (1) 一部負担金徴収猶予及び減免申請書
  - (2) 医師の意見書
  - (3) 給与又は収入に関する証明書
  - (4) その他市長が必要と認める書類
2. 前項に定める申請書を受理したときは、速やかにこれを調査し、申請の事由等が事実と相違ないことを確認するものとする。この場合において必要があると認められる時は、当該申請者に対し、文書その他の資料の提出若しくは提示を命じ、又は職員に質問させることができる。
3. 一部負担金の徴収猶予及び減免措置は、原則として申請月から行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由により、あらかじめ申請することができなかつた場合は、申請月の1ヶ月を限度として措置することができる。
4. 適用期間は、3ヶ月を限度とする。ただし、療養が長期にわたり、市長が必要と認めた場合は、再申請により、更に3ヶ月を限度として適用することができる。

### (通知)

第3条 市長は一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかにこの旨を当該申請者及び療養取扱機関に通知するものとする。

### (取消)

第4条 市長は一部負担金の徴収猶予又は減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその措置を取り消すものとする。

- (1) 資力の回復、その他の事情の変化によって、その措置が不相当と認められとき。
  - (2) 偽りの申請、その他不正の行為によって、その措置を受けたと認められるとき。
2. 前項の規定により取り消した場合、市長は直ちに徴収猶予又は減免を取り消した旨を、当該療養取扱機関に通知するとともに徴収猶予又は、減

免により支払を免れた額を、申請者から市長に返還させるものとする。

(払戻し)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事由により療養取扱機関へ一部負担金の支払いを余儀なくされたものについては、申請月の前1ヶ月を限度として、一部負担金を払戻しすることができる。ただし、治療終了(治癒)後2週間を経過した申請については適用しないものとする。

(1) 緊急その他やむを得ない理由により、あらかじめ申請することができなかったとき。

(2) 医師の意見書等提出が遅れるなど、速やかに措置決定をすることができなかったとき。

(取扱基準)

第6条 一部負担金の徴収猶予及び減免の取扱い基準は別表によるものとする。

[付 則]

この要綱は昭和55年4月1日から適用する。

## 算定基準

### 1 生活基準額

生活保護法の規定による基準額を参考とした、本年度及び前年度の最低生活基準費の110%をその該当世帯の生活基準額とする。

### 2 収入の認定

(1) 当該世帯の世帯主及び被保険者の収入(所得)対象とし、最近3ヶ月の収入を基準とする。

(2) 前号の収入(所得)が、証明書等により明らかでない場合は、確定した前年所得を基準とする。

(3) 本年の収入(所得)が確定した前年所得と著しく減少している場合は、関係資料の提出を求め、又は事情聴取することができる。

### 3 徴収猶予及び減免割合の算定

#### (1) 算定

$$\begin{array}{lclclcl} \text{ア.} & \text{収入額} & - & \text{生活基準額} & = & \text{医療費充当額} \\ \text{イ.} & \text{一部負担金} & - & \text{医療費充当額} & = & \text{減免対象額} \\ \text{ウ.} & \text{減免対象額} & \div & \text{一部負担金} & = & \text{一部負担金充当} \\ & & & & & \text{不足割合} \end{array}$$

#### (2) 割合

一部負担金充当不足割合	減免割合
70% ~ 79%	1 / 3 減額
80% ~ 89%	2 / 3 減額
90% 以上	免除